

視点

知財の匠集団「創英」

弁理士
長谷川 芳樹

21世紀は「知財創造立国」の時代と言われている。その意味を要約すれば、新しいものを創造し、それを特許等の知的財産権として保護し、これを活用して社会に役立てるといふ「知的創造サイクル」を回すことである。

創業20周年という節目に際し、この時代の知財事務所の「一つのモデル」を描いてみたい。

【知財立国の二つの前提】

新しいものを創造し、知財として保護し、社会に役立てる知財創造立国には、二つの前提条件がある。

第1は、発明や創作が尊重され、その能力を十分に発揮できる環境が構築されることである。そのためには、発明や創作が、その価値に応じた広さと強さを持った知的財産権として、過不足なく保護されなければならない。

第2は、過度に知的財産権を振りかざすような権利の濫用は、これを許さないとする社会が実現されることである。知的財産権に対する侵害は許さないとする一方で、経済活動の自由を阻害する知的財産権の濫用も許さない、というバランスにより、知財創造立国は実現されていく。

【知財立国の主役と脇役】

知財創造立国の主人公は、なんとと言っても発明や創作をする研究・開発者やデザイナーたちである。しかし、脇役がいなければ知財創造立国は成しえず、そこに様々な人たちが登場する。

この知的創造サイクルの中では、特許庁や企業、大学等の知財関係者

にとどまらず、発明や創作を活用した製品の製造や販売、さらに事業化するための金融等に至るまで、多様な人たちが脇役として関与する。

そして、主役と脇役を含めた様々な人たちの協働により知的創造サイクルは回っていくが、私ども知財事務所もその脇役の一つである。

【知財事務所モデルの4本柱】

創英が「21世紀型」の事務所を目指すと言いだしたのは1988年のことである。創業20周年に際して、今までを振り返りつつ今後を展望すれば、この時代の知財事務所の「一つのモデル」は、次の4つの柱から描けると思う。

- (1)：多彩な専門家の有機的連携
- (2)：最先端情報技術の高度利用
- (3)：知財創造立国を支える人材の育成
- (4)：知財支援のグローバル展開

このモデルは、主として知財の保護に関わる弁理士や弁護士等の在野の専門家を、個人のレベルではなく専門家の集団として捉えたものである。

【多彩な専門家の有機的連携】

どの業界でも同じであるが、知財の業界にも多彩な専門家が溢れている。ところが、彼らが個々バラバラに働いているのでは、何かと不十分であるところから、世の中にはいくつもの規模の大きい事務所がある。

しかし、多彩な専門家たちが単に寄り集まっているだけでは、「1 + 1 = 2」にしかならない。仮に、それぞれの得手を発揮しながら互いに有機的に連携して仕事する環境が構築できれば、仕事の量的変動や質的变化があった場合でも、一流の業務

品質を安定的に実現できる。

創英では、多彩な専門家の有機的連携を実現すべく、弁理士や弁護士等が柔軟かつ統一的に協働する所内環境（例えば「アメーバ型の実務家組織」、「バーチャル・ミニ事務所」、「三人寄れば文殊の知恵」等と自称する仕組み）を整えている。

【最先端情報技術の高度利用】

知財事務所における情報技術利用は、事務の効率化や正確化に不可欠であり、取り立てて騒ぐことではない。

しかし、知財事務所で情報技術の高度利用を図れば、多彩な専門家の有機的連携を推し進めることが可能になるだけでなく、新しいお客様価値の創造をも可能にする。

創英では、多彩な情報ツールを開発・運用することにより、創英の弁理士や弁護士等がひとつの集団となってお客様のお手伝いをする「知財の専門家集団化」や、大きな組織でありながら個人事務所のよう「小回りの利く事務所化」等を可能にした。

また、米国出願における情報開示義務の履行漏れをチェックするシステムや、ネット時代にマッチした商標業務の新しい手法である「創英ドットネット」を実現している。

【知財創造立国を支える人材育成】

弁護士制度や公認会計士制度と比べると、弁理士制度には一つの重大な問題がある。それは、実務経験や実務修習が資格取得の要件となっていないことである。

そうであるなら、知財事務所が実務のできる人材を自らの努力で育成することは極めて重要なテーマであり、かつ、社会的にも人材育成のた

めの貢献が求められている。

創英では、所内的には、基礎から実務までの体系的研修と、三段階のステップアップシステムを組み合わせ、系統的に知財実務のできる人材の育成に取り組んでいる。ここで重視しているのは、単に知財実務を処理できるというのではなく、知的財産権という「権利の創作者」となり得る人材の育成である。

所外においては、創英知的財産研究所による講演や出版活動を行い、大学向け知財支援活動にも取り組んでいる。

【知財支援のグローバル展開】

グローバル展開の重要性は、いまさら言うまでもない。海外の代理人とのネットワークを広げ、充実するのは当然として、自らの組織をもグローバル展開する必要がある。

創英では、シリコンバレーに創英USAの独自オフィスを開設し、今月からは2名の弁理士が駐在し、米国本土を中心に活動している。

一方、一昨年に中国の提携事務所と共同開設した上海支所は、諸般の事情から昨年夏をもって閉鎖したが、東京本部の中国・韓国対策チームに属する5名の中国・韓国出身者が中心となって、有効で強力な権利の取得や模倣品対策の活動をしている。

【知財の匠集団】

知財創造立国の時代における知財事務所の「一つのモデル」は、上記の4つの柱を掲げて、専門力・人間力・連携力が日々進化していく「知財の匠集団」である。そして、これを支えるのは、

“お客様に「さすが！」と言わせたい”

と思うメンバーの願いであり、これが「創英の理念」と言えるのかも知れない。

最後に、創英が「創英」と名乗り始めたときから守り続けている「所訓」四か条と「仕事の進め方」四か条を紹介して、本稿を終えたい。

所訓 四か条

1. 物事の本質を見極め、原理と原則に忠実であるべし
2. 一流の品質を支える一流の気概を持ち、一流の信用を獲得すべし。
3. 自己の能力向上を図り、自己の長所をもって他人の短所を補うべし。
4. 創英の理念を座右の銘とし、全員の英知を業務に反映させるべし。

仕事の進め方 四か条

1. 人を信じながら人の仕事を疑い、仕事をした人に感謝しましょう。
2. 物事の「はじめ」を遵守し、各人の自主性を発揮しましょう。
3. 雨が降ったらチャンスと心得、直ちに地を固める工夫をしましょう。
4. 複雑な仕事は細心の注意をもって確実に、単純な仕事はクールな態度で完璧に遂行しましょう。

以上